

## 入札説明書

令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤  
整備委託業務

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環境省

## はじめに

本令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

環境省環境再生・資源循環局長 山本 昌宏

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務〔総合評価落札方式〕
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 納入期限等 令和3年3月16日
- (4) 納入場所 東京都千代田区霞が関1-2-2  
環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室
- (5) 入札方法 本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。  
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積るものとする。  
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、開札時までに「A」、「B」又は「C」級に格付されている者であること。
- (5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添3の提案書作成・審査要領に基づき、別添4の提案書作成様式を踏まえて提案書を作成し、7(1)の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 5. 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階  
環境省環境再生・資源循環局総務課予算決算係  
電話 03-3581-3351 内線 6816 FAX 03-3593-8262

##### (2) 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

#### 6. 入札に関する質問の受付

##### (1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和2年4月6日(月)17時00分まで  
(持参の場合は、12時から13時を除く。)

提出場所 5(1)の場所

提出方法 持参又はFAXによって提出すること。

##### (2) (1)の質問に対する回答は、令和2年4月7日(火)17時までにFAXにより行う。

#### 7. 提案書等の提出期限及び提出場所等

##### (1) 提案書等の提出期限、提出場所及び提出部数

期限 令和2年4月21日(火) 17時00分まで  
ただし、持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで  
(12時から13時は除く)とする。

場所 5(1)の場所

部数 別添4の表紙及びその写し 各1部  
提案書 7部

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部

##### (2) 提案書等の提出方法

ア. 提出場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)すること(提出期限必着)。電話、FAX又は電子メールによる提出は認めない。郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。

イ. 提案書の提出にあわせて、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを提出すること。

ウ. イに加えて、電子調達システムで入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書をPDF化し、証明書として(1)の日時までに提出すること。ただし、書面により入札書を提出する予定の者は、これを

省略する。

エ. 理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

オ. 入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

## 8. 提案書の審査

提出された提案書は、別添5の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、環境省において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

## 9. 競争執行の日時、場所等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年4月28日（火）14時30分

場所 環境省第4会議室

東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館23階）

### (2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

（1）の日時までに電子調達システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面を令和2年4月27日（月）12時までに5

（1）の場所へ持参又はFAXにより提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を（1）の日時及び場所に持参すること。電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 10. 落札者の決定方法

次の各要件を満たす入札者のうち、別添3の提案書作成・審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ. 提案書が、別添5の評価基準表に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の評価基準をすべて満たしていること。

## 11. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、提案書には誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。ま

た、書面により入札する場合は、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとし、電子調達システムにより入札した場合には、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

## 12. その他

### (1) 提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

### (2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

### (3) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格、総合評価点について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

### (4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

### (5) 落札決定及び契約締結日について

本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。契約締結日までに令和2年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

### (6) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、提案書の提出時に添付した際には、この限りではない。

### (7) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>  
ヘルプデスク 0570-014-889（ナビダイヤル） 受付時間 平日 8時30分～18時30分

## ◎添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書

- ・別添3 提案書作成・審査要領
- ・別添4 提案書作成様式
- ・別添5 評価基準表
- ・別添6 環境マネジメントシステム認証制度の例

(別紙)

## 環境省入札心得 (物品役務 総合評価落札方式)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札を行う場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官環境省環境再生・資源循環局長殿と記載）及び「令和2年4月28日開札〔令和2年度被災地における地域循環共生圈構築基盤整備委託業務〕の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札を行うこと。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札の情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

- 次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。
- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
  - ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
  - ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
  - ④ 書面による入札において記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
  - ⑤ 金額を訂正した入札
  - ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
  - ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
  - ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
  - ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
  - ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
  - ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
  - ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札を行った場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

#### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入札書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

印

(復) 代理人

印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。このとき、代表印は不要(委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和2年度被災地における地域循環共生圈構築基盤整備委託業務
- 2 入札金額 : 金\_\_\_\_\_円\_\_\_\_\_
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札件名：令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務

2 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先

部署名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代表者役職・氏名

印

代理 人 住 所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

## 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省環境再生・資源循環局長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

印

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務の入札に関する一切の  
件

## 入札辞退届

支出負担行為担当官  
環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名 印

令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先  
部署名 :  
担当者名 :  
T E L :  
F A X :  
E-mail :

## 質問書

業務名	令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務	
会社名		
住所		
担当者	部署名：	氏名：
担当者連絡先	TEL：	FAX：
	E-mail：	
質問事項		

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式6

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

印

令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務に係る個人情報の管理について

令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

体制図
-----

### 3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

#### <実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

### 4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

### 5. その他

(再委任等を申請する場合)

様式 7

## 再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

印

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名：令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務
- 2 契約金額：
- 3 再委任等を行う業務の範囲：
- 4 再委任等を行う業務に係る経費：
- 5 再委任等を必要とする理由：
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由：

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式8

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

環境省環境再生・資源循環局長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

印

令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務における再委任等業務に係る個人情報の管理について

令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務における再委任等業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委任等を行う業務の範囲

2. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。※社内規程等あれば添付

3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL : E-mail :		

体制図

4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇（環境省契約相手方）による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6. その他

## 委託契約書(案)

支出負担行為担当官 環境省環境再生・資源循環局長 山本 昌宏（以下「甲」という。）は、〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名〕（以下「乙」という。）と令和2年度被災地における地域循環共生圈構築基盤整備委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき委託業務を行うものとする。

### （委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

### （履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和3年3月16日

納入場所 環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室

### （契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

### （再委託等の制限）

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承認を得たときはこの限りではない。

### （監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

### （報告書の提出）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第3条に定める履行期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める履行期限の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

### （検査）

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第7条第2項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。

2 前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第2条第1項に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。

3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間に内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算する。

### (契約の解除)

- 第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
  - 二 乙が第5条、第24条又は第24条の2若しくは第30条の規定に違反したとき。
  - 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
  - 四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為
- 4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

### (再受任者等に関する契約解除)

- 第16条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

#### (違約金等)

第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
  - 二 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
  - 三 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
  - 四 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
  - 五 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

#### (損害賠償)

第18条 甲は、第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第15条第2項、第3項又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙は、甲が前項の規定により損害の賠償を請求した場合は、損害金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

#### (延滞金)

第19条 乙は、第15条第4項の規定による委託費の返還、第17条の規定による違約金等の支払い、又は前条第3項の規定による損害金の支払いを甲の指定する期間内に行

わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(かし担保)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

(著作権等の継承)

第23条 乙が委託業務の実施により取得した著作権等の無体財産権は、委託業務の終了とともに甲が継承するものとする。

(秘密の保全)

第24条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

(個人情報の取扱い)

第24条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(1) 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

(3) 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。

12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再受任者等による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。

13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終

了した後であっても、なおその効力を有する。

(再委託等契約内容の制限)

第25条 乙は、第5条の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条と同様の規定を定めなければならない。

(帳簿等)

第26条 乙は、委託費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(委託業務の調査)

第27条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(財産の管理)

第28条 乙は、委託費により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

2 乙は、委託費により取得した財産を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した財産（以下「取得財産」という。）の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

4 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第29条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第30条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第31条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2  
氏 名 支出負担行為担当官  
環境省環境再生・資源循環局長  
山本 昌宏 印

乙 住 所  
氏 名 印

## 令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務仕様書

### 1. 業務の目的

被災地では復興計画が策定され、復興事業を通じて、まちの再興を図り、将来的には市町村民に対して、ふるさとへの帰還を選択できることが理念に掲げられている。

このような被災地が位置する福島県浜通り地域（以下「被災地」という。）は「人口減少下での地域再生」という地方創生等の全国的課題の凝縮した地域であり、地域人口の減少、高齢化、未耕作農地の発生、にぎわいの喪失といったデメリットがある。

一方で、広大な未使用空間、豊かな自然、良好な居住・就労環境といったメリットがある。また、IoT環境の発達やシェアリングなどの新しいビジネスモデルを整合的に組み込むことで、デメリットを補完できる可能性が十分にある。

被災地が含まれる福島県は、福島県再生可能エネルギー推進ビジョンでも示されているように、2040年頃を目途に県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指している。

環境省では「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）において、地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくこととしている。

地域循環共生圏は、都市と農山漁村が相互に補完し合い、今後の国民の価値観の変化（モノの豊かさから心の豊かさへ、等）や第4次産業革命やSociety5.0等の技術進歩を反映した脱炭素社会移行等における地域再生のあるべき姿である。

このような地域循環共生圏の構築は、脱炭素対策を通じた地域の利益の追求や多様な社会的課題へ対応し、他の分野や多様なステークホルダーとの協力の下で、その時々の技術動向も踏まえて、コベネフィットを追求するものである。この概念は地方公共団体実行計画の策定に際しても基底となるものであり、被災地だけでなく全国に展開可能である。

更に、地方公共団体実行計画と同様、脱炭素、経済、社会の統合的な向上に資する施策を推進するためにも、コベネフィットの策定手順、データ収集、PDCAプロセス、オープンイノベーション手法等の計画策定のための基盤整備が不可欠である。

また、この地域では、国が大規模な予算を投じて、福島イノベーション・コースト構想等に基づいて我が国の大企業を中心とした復興事業が展開されており、実用化補助事業等を通じて多くのプロジェクトが実施されている。

今後、さらなる復興を目指すためには、地域に根付いた地域主体の事業展開が必要であり、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業等の分野において地域企業の協働による事業展開を促進する必要がある。

このような問題意識の下、被災地において地域循環共生圏を構築するために、令和元年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務（以下「令和元年度業務」という。）では被災地の本来の経済的な特徴及びポテンシャルを分析、再検討・再認識しつ

つ、脱炭素経済の構築を中心とした地域企業の事業展開及び協働や支援組織等について検討し、今後の被災地における復興支援を通じた地域循環共生圏の構築のための基盤整備について検討した。本業務は、地域本来のポテンシャルでは生産面で産業及び企業を詳細に分析して具体的な事業を把握可能なものとし、その上で地域企業の発展の方策について検討し、地域住民とのオープンイノベーションの展開によって住民との地域発展に関するネットワークを構築していくことを目的とする。

そして、この計画策定のための基盤整備は地方公共団体実行計画策定を通じて全国に展開することが可能であり、わが国の地域における脱炭素化社会及び経済への移行の推進につながるものである。

## 2. 業務の内容

### (1) 地域経済の詳細分析（発展的なポテンシャル分析）

#### ① 詳細な産業分類での強み、弱みの分析

令和元年度業務では、被災地の地域経済循環分析を行い、各地域の強み・弱み、そして、被災地の本来のポテンシャルについて全体の傾向を分析した。特に、原子力発電所の立地地域では高い労働生産性にも関わらず、夜間人口1人当たり所得はそれほど高くなく、生産面で稼いだ所得が住民に分配される以前に、他地域の事業所、本社機能に流出している可能性が高いこと等の地域経済の特徴を把握することが可能になっている。さらに、被災地の各市町村でも強みである産業が異なる場合もあり、地域の比較優位な産業に特化していく必要性についても示されているところである。

本業務では、はさらに生産面において詳細な地域経済循環分析を行い、具体的な事業等について震災前後の分析を行う。ここでは、地域経済循環分析のデータベースだけでなく、経済センサス、工業統計、国勢調査、産業連関表等を活用して、地域の強み・弱み、そして、産業を詳細に分析し、可能な限りイノベーションコースト構想の地元化等の具体的な事業に結びつけることを検討する。

#### ② 震災前後の地域のサプライチェーンの分析

地域づくり、地域経済循環構造において、地域内及び地域間の人・モノの流れ（サプライチェーン等）で示される地域のつながりは地域の強み・弱みの補完する役割を担っており、地域のつながりを把握することで、被災地の圏域を一体的に考える際の地域間の取引構造の検討が可能になる。

特に、つながりの深い地域間ではさらに関係を強めつつ、これまで関係の浅い地域間ではお互いの強みを生かしつつ、新たな取引関係を構築することも施策の1つとして検討できる。そこで、本調査ではモノの流れについては日用品、機器、食料品等の品目別に分析し、人の流れについては日常・非日常、そして、通勤、業務、出張、観光等の目的別に分析する。

## (2) 再生可能エネルギービジネス等による地域企業発展方策の検討

### ①再生可能エネルギーを活用したビジネス展開

地域循環共生圏の構築では、再生可能エネルギーの導入によって、地域からエネルギー代金のネットでの流出が削減され、それらの資金を活用して、子育て支援や農業、6次産業化、商店街再生等の地域課題の解決をしていくことが可能となる。また、地域で生産した再生可能エネルギーを活用して、地域の農業や製造業等の他の産業で活用することも可能である。

そこで、本調査では、再生可能エネルギーの展開と同時に地域課題や地域ビジネスを展開している事例を調査しつつ、被災地における再生可能エネルギーの展開と同時に行う地域再生ビジネスの可能性について検討する。その際には、地域の課題をビジネスで解決する SDGs の考え方を十分に反映させること。

### ②地域商社の展開可能性の検討

地域再生や地域政策を展開する際には、地域のコーディネイト機能が必要であり、近年、地域活性化や地域再生の分野において、地域商社が注目されている。地域商社とは、「地域で地域產品の卸・小売りを行う主体」だけでなく、「地域產品のマーケティング、ブランディング等の経済的な競争能力を担う主体」、さらに、「地域で、公益性を強く意識し、地域課題に対して、ビジネスベースで解決を図る地域ソリューションコア」としての役割や SDGs や CSV (Creating Shared Value : 共有価値の創造) を担う機能としても期待されている。このような地域商社について、被災地の実情に合わせて、設計していくことが必要であり、地域商社の事例を収集・整理しつつ、地域商社の展開可能性について検討する。

### ③地域企業の資金調達方法の検討

地域づくりにおいて、SDGs 等のように地域の課題をビジネスベースで解決していくこと等が考えられるが、これらのビジネスの展開には効率的な資金調達が必要となる場合もある。資金調達には大きく直接金融と間接金融があり、特に、近年は地域ファンド、クラウドファンディング等の直接金融が多様化している状況であり、間接金融についても従来型のファイナンスからプロジェクトベースのファイナンスも導入されている状況である。これらの資金調達方法の事例等を考慮しつつ、地域で活動する地域企業や地域商社、そして、地域の経済団体等で展開可能な資金調達の方法について検討する。

## (3) 被災地の地域経済のビジョンの検討

被災地は復興が進んでおり、今後は地域経済の発展等に向けて更なる政策投入が必要になってくる。そのためにも地域のポテンシャルを生かしつつ、超長期的（2050 年等）な視野で地域の将来像について検討し、将来像の達成のための長期にわたる展開事業を検討する必要がある。

そのためにも、これまでの被災地の都市マスタープラン、総合計画、復興計画、地球温暖化防止実行計画等の既存計画や地域の経済的ポテンシャル、そして、再生可能エネルギーの導入状況等を考慮して、被災地の将来像について検討する。

#### (4) 脱炭素社会に向けた地域企業の協働や支援組織の検討

##### ①地域企業及びエコアクション参加企業等の経営者の交流の場のあり方等の検討

被災地は、福島イノベーション構想に基づき、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業等の分野において我が国の大企業の実用化技術が展開されているが、今後は、脱炭素社会に向けて地域企業やエコアクション企業が主体となって「地域課題のソリューションと環境ビジネスの同時実現」を図る必要があり、この地域の企業間、国、地元自治体間と濃密な交流・ディスカッションを行う交流の場について、そのあり方を検討する。

##### ②支援組織の検討

地域企業やエコアクション企業が、被災地をフィールドに活用し、脱炭素社会に向けて、「協働」を通じた成長の機会提供と地域課題の解決の同時実現を目指し、(2)の②において検討する地域商社の展開可能性との連携も含め、市場獲得につなげる支援組織の実現性について検討する。

#### (5) ワークショップの開催

今後、被災地において、地域主体で脱炭素を軸とした地域循環共生圏の構築のためには、地域の脱炭素、経済、環境について、地域の企業及び住民が自分ごととして捉え、地域全体でアイデアを作り上げることが重要であり、このスキームは地方公共団体実行計画においても同様に重要であり、ここで検討した手法は全国に展開可能である。

そこで、本業務では被災地の将来像について検討するためのワークショップを3回程度開催する。ここでの成果は長期的なビジョンを作るための基礎資料として活用されることを想定している。参加主体は地域の企業、住民、行政だけでなく、復興に関係する企業や行政、そして、日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP）に加盟している脱炭素の意識が高い企業等に拡大する。

ワークショップの実施に当たって、受託者は会場の確保（各箇所100人規模の会場を想定）、設営、撤収、ファシリテータに対する旅費・謝金（1時間当たり7,900円）の支給等、一切の庶務を行うこと。なお、旅費については国家公務員等の旅費に関する法律に準じて支給すること（研究者・大学教授等の有識者3～6級相当、日帰りを想定）。

#### (6) 追加的業務の提案

その他、本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務がある場合は、提案する。

#### (7) 業務報告書の作成

本業務における作業内容及び検討結果を盛り込んだ報告書を作成すること。

### 3. 業務履行期限

令和3年3月16日まで

### 4. 成果物

紙媒体：報告書 10部（A4判 200頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R一式

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室

### 5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

### 6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密

性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、受託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受託業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 7. その他

(1) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書の記載内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(4) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和元年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和元年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省環境再生・資源循環局特定廃棄物対策担当参事官室（TEL：03-3581-3351（内線 7507））

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務に関する  
提案書作成・審査要領

環 境 省

本書は、令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務に係る提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

## I 提案書作成要領

### 1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務に係る提案書の評価基準表」（以下、「評価基準表」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する調査の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2 業務の実施方法			
	2.1 仕様書2(1)の業務内容		地域経済の詳細分析について地方公共団体実行計画策定への展開も念頭においてデータ収集やデータ分析方法の効果的な手法・手順の具体的な提案を行うこと。
	2.2 仕様書2(2)の調査内容		①再エネビジネスの展開、②地域商社の展開可能性、③地域企業の資金の調達方法の検討について効果的かつ効率的な手法等の提案を行うこと。
	2.3 仕様書2(3)の調査内容		被災地の地域経済のビジョンの検討にあたり、地方公共団体実行計画への展開も考慮した効果的な方法等の具体的な提案を行うこと。
	2.4 仕様書2(4)の調査内容		脱炭素社会に向けた地域企業の協働や支援組織の検討にあたり、効果的かつ具体的な検討方法の提案を行うこと。

	2.5 追加的業務の提案	本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。
3 業務の実施計画		仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。
4 業務の実施体制	4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。その際、作業全体の進捗管理を実質的に担当する者を明記すること。
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務（地域循環共生圏等の地域経済調査検討業務等）の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5 組織の実績	5.1 類似業務の実績	本業務と同様に、地域経済に関するデータ整備業務や既存のデータ等を検討・分析し、具体的な施策へ結びつけた例等の実績があれば、その件数、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得状況		事業者の経営における事業所（本社等）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合には認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。 又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。
7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定等（える

ぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。  
このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。
- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかつたとみなすことがある。
- 4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

## 2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を7部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載すること。

## 3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本令和元年度地域経済循環分析の発展推進委託業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

# II 提案書の審査及び落札決定の方法

## 1. 落札方式及び得点配分

### 1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2) によって得られた総合評価点の最も高い者

を落札者とする。

① 入札価格が予定価格の範囲内であること。

② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

## 2) 総合評価点の計算方法

総合評価点=技術点+価格点

技術点=基礎点+加点 (満点 200 点)

\* 技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点=100×(1-入札価格÷予定価格)

\* 価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

## 3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

## 4) 加点部分の採点

① 配点 5 点の場合、技術上の基準に基づき、

秀: 5 点、

優: 4 点、

良: 3 点、

準良: 2 点、

可: 1 点、

不可: 0 点、

の 6 段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

② 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可: 0 点」とは、基礎点の基準

は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

## 2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。

2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

## 3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
環境省環境再生・資源循環局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者役職・氏名 印

令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務に関する提案書の  
提出について

標記の件について、別添の通り提出します。  
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

# 令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務に関する提案書

提案書作成責任者

(株) ○○ △部×課 ○○○

電話番号、FAX番号、メールアドレス

はじめに

本書は、令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

## 1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

(※) A4版2枚以内とする。

## 2. 業務の実施方法

### 2. 1 仕様書2(1)の業務内容

(作成注)

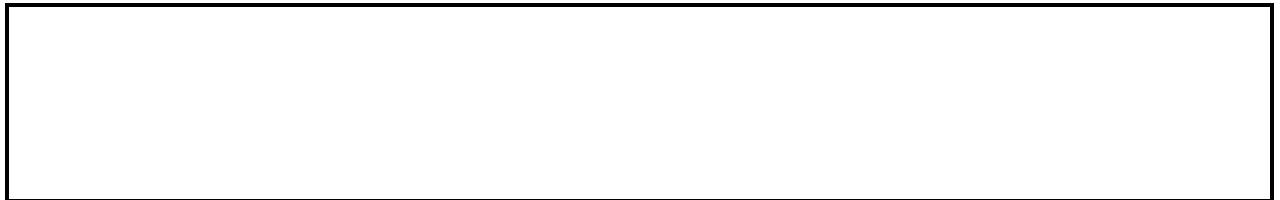
地域経済の詳細分析について地方公共団体実行計画策定への展開も念頭においてデータ収集やデータ分析方法の効果的な手法・手順の具体的な提案を行うこと。

(※) A4版1枚以内とする。

## 2. 2 仕様書2（2）の業務内容

（作成注）

①再エネビジネスの展開、②地域商社の展開可能性、③地域企業の資金の調達方法の検討について効果的かつ効率的な手法等の提案を行うこと。



（※）A4版1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとする。

## 2. 3 仕様書2（3）の業務内容

（作成注）

被災地の地域経済のビジョンの検討にあたり、地方公共団体実行計画への展開も考慮した効果的な方法等の具体的な提案を行うこと。



（※）A4版1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA4版1枚以内ずつとする。

## 2. 4 仕様書2（4）の業務内容

（作成注）

脱炭素社会に向けた地域企業の協働や支援組織の検討にあたり、効果的かつ具体的な検討方法の提案を行うこと。



（※）A4版1枚以内とする。

## 2. 5 追加的業務の提案

(作成注)

本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。

A large, empty rectangular box with a black border, intended for handwritten or typed notes regarding additional business proposals.

(※) A4版1枚以内とする。

### 3. 業務の実施計画

(作成注)

仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行表にまとめること。

時 期	内 容

(※) A4版1枚以内とする。

#### 4. 業務の実施体制

##### 4. 1 執行体制、役割分担等

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。その際、作業全体の進捗管理を実質的に担当する者を明記すること。

##### 4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(作成注)

業務に従事する者の類似業務（地域循環共生圏等の地域経済調査検討業務等）の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。

また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

###### (1) 本業務に従事する主たる担当者

氏 名		生年月日			
所属・役職		経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）			
		年（年）			
専門分野					
所有資格					
経歴（職歴／学位）					
所属学会					
類似業務の実績					
業務名	業務内容	履行期間			
		年 月～ 年 月			
主な手持ち業務の状況（令和 年 月 日現在 件、占有率 %）					
主な手持ち業務の状況（令和 年 月 日現在 件）					
業務名	業務内容	履行期間			
		年 月～ 年 月			

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野

## 5. 組織の実績

(作成注)

本業務と同様に、地域経済に関するデータ整備業務や既存のデータ等を検討・分析し、具体的施策へ結びつけた例等の実績があれば、その件数、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）  
を添付すること。

## 6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②今まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無 :

認証の名称 : (認証期間 : 令和○年○月○日～令和○年○月○日 )

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

（現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所（本社等）において環境マネジメントシステムを継続している場合）

過去に受けている認証の名称 :

(認証期間 : 令和○年○月○日～令和○年○月○日 )

現在の環境マネジメントシステムの名称 :

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書および規則等は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得し、又は継続しているものに限る。

## 7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無 :

認定等の名称 : (認定段階 : )  
(計画期間 : 令和○年○月○日～令和○年○月○日 )

注1 えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に

基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が300人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

注3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

注4 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

## 令和2年度被災地における地域循環共生圏構築基盤整備委託業務に係る提案書の評価基準表

(別添5)

評価項目			評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点									
大項目	中項目	小項目		合計	基礎点	加点	基礎点	加点											
0 仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、調査の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-											
1 業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	10	5	5	業務の目的を的確に理解し、妥当性のある基本方針であること。	本業務が地域循環共生圏構築の全国展開にどのように寄与できるか示されていること。											
2 業務の実施方法																			
2.1 仕様書2(1)の業務内容	①再エネビジネスの展開、②地域商社の展開可能性、③地域企業の資金の調達方法の検討について効果的かつ効率的な手法等の提案を行うこと。	被災地の地域経済のビジョンの検討にあたり、地方公共団体実行計画への展開も含め、データ収集やデータ分析方法の効果的な手法・手順の具体的な提案を行うこと。	必須	15	10	5	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	示された方針や手法が本業務の目的を達成するに当たって有用な内容であること。											
2.4 仕様書2(4)の業務内容	脱炭素社会に向けた地域企業の協働や支援組織の検討にあたり、効果的かつ具体的な検討方法の提案を行うこと。	本業務の目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	10	-	10	提案された内容が、具体的で適切なものであること。	提案された手法や内容が目的を達成するために有用であること。											
3 業務の実施計画			仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行表にまとめる。	必須	10	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。										
4 業務の実施体制																			
4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。その際、作業全体の進捗管理を実質的に担当する者を明記すること。		必須	30	10	20	・適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 ・外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。											
4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務(地域循環共生圏等の地域経済調査検討業務等)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。		必須	30	10	20	本業務に従事する主たる担当者に本業務に従事する十分な時間があると認められること。	全国の自治体に関するデータ整備業務の実績がある、又は既存のデータ等を検討・分析し、具体的な策に結びつけ実績がある等、本業務を行うに当たり有益となるような実績が充実していること。											
5 組織の実績			本業務と同様に、地域経済に関するデータ整備業務や既存のデータ等を検討・分析し、具体的な策へ結びつけた例等の実績があれば、その件数、それぞれの概要、発注元が官公庁である場合はその発注元名称を記載すること。	任意	25	-	25	-	左記と同様の業務実績が5件以上であれば25点、4件であれば20点、3件であれば15点、2件であれば10点、1件であれば5点、0件であれば0点とする。										
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況																			
7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という)に基づく認定等(えるばし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合には認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。		任意	5	-	5	-	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。又は過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続しているか。1つでもあれば加点(5点)。											
技術点小計																			
加点合計																			
基礎点 価格点 総計																			
75																			
基礎点 価格点 総合評価点																			

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀;5点、優;4点、良;3点、準良;2点、可;1点、不可;0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可;0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

## ◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

## 地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES)等